

第 248 回広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 30 日 (金) 13 : 30 ~ 14 : 20
- 2 場 所 広島県庁北館 2 階 第 1 会議室 (広島市中区基町 10 番 52 号)
(Web 会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 報告事項 1 件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082) 513-4117 (ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

1	開会	1
2	議事	3
	(1) 報告事項 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に 編入する取組方針(案)について	
3	報告事項の質疑応答	8
4	閉会	15

1 開会

開会 13:30

○司会 定刻となりましたので、只今から第 248 回広島県都市計画審議会を開催致します。はじめに、審議会を傍聴される方々にお願い申し上げます。

本日、受付にて配布致しました「傍聴に際しての遵守事項」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

次に、報道関係者様へのお願いでございますが、会場内には報道規制線を設けており、これを超えてのカメラ撮影等はお控えいただきますようお願い申し上げます。

委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス等、感染防止対策として、ウェブ会議の併用、会場の換気・消毒等の処置を講じての開催としております。委員の皆様にご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

○司会 それでは、本日の会議資料について、ご確認をお願い致します。

本日、お手元にお配りしておりますのは、次第、委員名簿、配席表、資料1:市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組方針案、資料2:スライド資料をお配りしております。資料について不足はございませんでしょうか。

(発言なし)

ここで、資料の訂正がございます。委員名簿の1号委員、杉原委員は今日、ご都合により欠席となりましたので、お知らせ致します。

○司会 次に、前回の審議会以降に、委員のご異動がございましたので、ご紹介致します。恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

審議会条例第2条第1項第1号、「学識経験のある者」からの委員でございますが、令和3年6月1日付で、特定非営利活動法人 府中ノアンテナ 水主川緑(かこがわみどり)代表理事にご就任いただいております。

○水主川委員 水主川です。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、第2号「関係行政機関の職員」からの委員でございますが、令和3年7月28日付で多田智(ただ さとる)中国地方整備局長にご就任頂いております。本日は、代理で梅田(うめだ)様にオンラインでご出席いただいております。

続きまして、令和3年7月28日付で多門勝良(たもん かつよし)中国運輸局長にご就任

頂いております。本日は代理で櫻井(さくらい)様にご出席いただいております。

○櫻井代理委員 多門の代理で参りました櫻井でございます。よろしくお願い致します。

○司会 続きまして、令和3年5月31日付で森内明(もりうち あきら)広島県警察本部長にご就任いただいております。本日は代理で太田(おおた)様にご出席いただいております。

○太田代理委員 森内の代理で参りました太田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○司会 また、名簿のお名前の右側にオンライン出席と示した5名の委員の皆様は、本日ウェブ会議システムを通じ、ご出席いただいております。回線状況等により、音声聞き取りにくい場合などには、進行調整させていただく場合がございます。

そのほか、マイクの消毒等により通常の進行よりもお待たせすることもあるかと思いますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議時間は、約1時間を予定しております。それでは、これからの議事は、審議会運営規程第5条により、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしくお願い致します。

○藤原会長 皆様こんにちは。それでは早速ですけれども、始めさせていただきたいと思っております。

本日の出席委員でございますが、先ほどご案内いただきました通り、この会場に15名、オンライン出席が4名いらっしゃいまして合計19名でございます。23名中19名ということで2分の1以上の出席になっておりますので、審議会条例第5条によりまして、本会は有効に成立します。このことから、第248回広島県都市計画審議会を開会致します。

まず、議事録署名委員を指名致します。今回は太田委員、富永委員、この二人をお願いをしたいと思います。それでは議事次第に沿って進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日は都市計画法に基づきまして、都市計画決定等について審議する議案はございませんが、報告事項として「市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組方針案について」が1件ございます。

この報告事項につきましては、令和元年度に改定した、広島県都市計画制度運用方針や令和2年度末に策定を致しました広島県都市計画区域マスタープランに位置付けたコンパクト+ネットワーク型の都市、安全・安心に暮らせる都市、この実現に向けて災害リスクの高い区域における都市的土地利用の抑制を図ると共に、災害リスクの低い地域へ居住を誘導することを目的としたもので、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域

に編入する取組の進め方について委員の皆様方にご意見をお伺いするものであります。

それでは、事務局から説明をお願い致します。

2 議事

(1) 報告事項「市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組方針(案)について」

○事務局 広島県土木建築局都市計画課長の廣中(ひろなか)でございます。どうぞよろしくをお願い致します。以降着座の上、説明させていただきます。

本日の報告事項は、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組方針案でございます。お手元に取組方針案をとりまとめた資料1をご用意しておりますが、説明にあたっては、資料1に沿って作成した資料2のスライド資料にてご説明致します。それではお手元の資料2もしくは前方のスクリーンをご覧ください。説明は約20分を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

まずスライド1でございます。現状と致しまして、本県は中国山地の南斜面に位置し、全域の約70%が山地で占められており、海岸上に形成されている地形で、丘陵部に土砂災害の危険箇所が集中して分布しております。

このような地形から、全国最多となる約4万5千箇所の土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域が指定されております。続いて本県では高度経済成長期に急激な人口増加と宅地需要の高まりに伴いまして、丘陵部を中心に住宅団地が数多く開発されており、平成13年に施行された土砂災害防止法にもとづく基礎調査の結果、災害リスクの高い区域において都市的土地利用が行われている状況が明らかとなっております。

こうした状況もあり、スライド3ですけれども、既往災害における被災状況としまして、本県では平成11年6月豪雨や、平成26年8月豪雨などの度重なる豪雨災害によりまして、甚大な被害が発生しております。

特に平成30年7月豪雨では、集中豪雨に伴う土石流や、がけ崩れなどにより、死者が150名に及ぶなど、過去に類を見ない大規模な災害が発生いたしました。

こうした背景から、これからの都市作りにおいては、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策により、都市の災害リスクを低下させ、被害を最小限にする必要がございます。

また、急激な人口減少、超高齢社会を迎え、一定の区域に無駄なく必要な都市のサービ

ス機能を集約した、集約型都市構造への転換が求められるなど、都市をめぐる社会経済情勢は大きく変化しております。

こうした都市作りに求められる様々な要請に的確に応えるため、令和元年 12 月に広島県都市計画制度運用方針を改定し、本県における都市の目指すべき将来像を設定致しました。その中で「コンパクト+ネットワーク型の都市」及び「安全・安心に暮らせる都市」という将来像として、災害リスクが高い区域に立地する居住を、安全で利便性の高いエリアに誘導し、災害に強く機能集約された都市や、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策により、安心して暮らしていける都市を目指すこととしております。

続きましてスライド 6 ですけれども、将来像の実現に向けた取組の方向について、ご説明致します。

広島県都市計画制度運用方針では、将来像の実現に向けた市街化調整区域への編入の方針として、赤字で示す箇所となりますけれども、市街化区域内の既成市街地で、災害リスクの高い区域が含まれる場合、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、県内市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入について、検討することを位置づけ致しました。

次に、令和 2 年 10 月に策定しました本県の総合計画であります「安心・誇り・挑戦 広島ビジョン」においては、持続可能なまちづくりに向けた施策として、災害に強い都市構造の形成を掲げております。

その取組と致しまして、災害リスクの高い土地の居住を抑制する取組を推進するとともに、災害リスクの低い区域へ居住を誘導する取組を促進することを位置づけております。

また、令和 3 年 3 月に策定した法定計画であります、広島県都市計画区域マスタープランにおいても、主要な都市計画の決定の方針として市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域への編入を推進することを明記致しました。

なお、国土交通省が示す都市計画運用指針においても、赤字で示す箇所になりますが、市街化区域の現に市街化していない区域において、土砂災害特別警戒区域などによる災害の発生のおそれのある土地の区域が含まれる場合は、当該区域を市街化調整区域に編入することを検討することが望ましいとされており、国の方針とも整合するものとなっております。

参考と致しまして、市街化区域及び市街化調整区域がどのような区域かをご説明致しま

す。

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされており、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域とされております。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することを、区域区分、いわゆる線引きと表現致します。

本県では南部を中心として 13 市町において、区域区分を設定しております。区域区分は、都道府県が定める都市計画ですけれども、指定都市の区域においては、指定都市が定めることとされており、広島市域は広島市が、広島市以外の 12 市町は、県が定める都市計画となります。今回の取り組みは、区域区分の制度を活用し、災害リスクの高い区域を市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域へ編入するものとなります。

続きましてスライド 10 ページですが、逆線引きの取組方針についてご説明致します。

まず目指すべき姿ですが、50 年後の目指す姿として、災害リスクの高い区域に居住する人が、概ねいなくなっている状態を目指し、市町の都市計画マスタープランや立地適正化計画の防災指針等を踏まえつつ、市街化区域内のすべての土砂災害特別警戒区域を対象に市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きを着実に進めていくことと致します。

そのために、昨年度策定した都市計画区域マスタープランの最終年である、概ね 20 年後を市街化区域内の土砂災害特別警戒区域において、逆線引きが概ね完了し、災害リスクの高い区域において、新規居住者がほぼいない状態を目指します。そして概ね一世代の期間である 50 年後には、災害リスクの高い区域において、土地利用規制が十分に機能し、災害リスクの高い区域に居住する人が、概ねいない状態を目指します。

次に本取組を進める上での課題を整理しております。まず取組の進め方の観点では、本県は全国で最多となる土砂災害特別警戒区域が指定されており、逆線引きの対象箇所が多い一方、近年の土砂災害の頻発を踏まえ、早期の対応を求められること、災害の発生のおそれのある土地について、行政主導による逆線引きは、全国的にも少ないことが挙げられます。

また、逆線引きをすることにより、原則として開発行為が禁止されるなど、土地所有者などに影響を及ぼす都市計画となります。

一例といたしまして、市街化区域では 1,000 m²未満の開発行為は、許可が不要であり、用途地域等の各種基準に合致するものは建築可能です。

一方、市街化調整区域になると、面積によらず、原則、開発行為は許可が必要となると

もに、公益上必要な建築物の建築などの限られた開発行為しか認められません。そのため、土地所有者などへの丁寧な説明が求められるとともに、取組に対して可能な限り、理解を得ることが必要となります。

次に、土地所有者などとの合意形成の観点では、相続未登記などの所有者不明土地が多数あることが想定され、土地所有者などの全員同意を得ることは、現実的に困難と考えております。

例を示しておりますが、登記簿などを基に土地所有者を把握する方法が考えられますが、登記年月日から土地所有者の存命が、明らかに考えられない場合が見受けられ、相続登記が行われていないために、相続権利者を追いきれず、同意を得ることができない場合がございます。

他にも、逆線引きを実施する区域の設定の観点では、砂防事業などのハード対策が実施される箇所は、事業完了後に土砂災害特別警戒区域の指定が解除される場合がございます。

また、区域区分の境界は、原則、地形地物や字界(あざかい)などとされておりますが、その場合、土砂災害特別警戒区域外の土地も含めて、逆線引きしなければならず、土地利用規制がかかる土砂災害特別警戒区域外の土地が多数発生するおそれがあります。

具体的な事例として、青い線で区域区分の境界が設定された地区で、区域区分線を跨るように、土砂災害特別警戒区域が指定されていたとします。この場合、地形地物で逆線引きをする区域を設定すると、灰色で示す道路が区域区分の境界となるため、オレンジ色の線で囲んだ区域が、逆線引きすることとなり、土砂災害特別警戒区域が指定されていない土地も多く含めて、逆線引きをする必要があります。

こうした課題を踏まえ、スライド 14 からは、課題を踏まえた取組の進め方について整理しております。まず取組の進め方としまして、すべての土砂災害特別警戒区域について、早期に取組の実現を図ることが望ましいが、行政主導による逆線引きが全国的に少ないことや、対象箇所が非常に多いこと、土地所有者などに対して土砂災害特別警戒区域における、土地利用の危険性や規制の必要性について理解を促す必要があります。

このため、取り組みを進めていく上での課題を明確にし、解決を図りながら進めるとともに、住民の意識醸成を図りつつ、段階的に逆線引きを進めていきます。

次に、段階的に進めるにあたっては、都市的土地利用の広がりを防ぎ、低未利用地への居住や店舗等の新築を抑制する観点から、市街化区域の縁辺部で、住宅・店舗・工場等の

都市的土地利用が行われていない箇所から、先行的に逆線引きを進めていきます。

また、先行的に逆線引きを実施する箇所以外にも、市町の都市計画マスタープランや、立地適正化計画の防災指針等のまちづくり計画を踏まえ、土地所有者などと調整が完了した箇所について逆線引きを進めていきます。

次に、土地所有者などとの合意形成にあたっては、土地所有者や相続人不明土地が、多数出てくることが想定されるため、行政が可能な限り行政広報誌やホームページ等を活用して、土地所有者などに取組の周知を行うとともに、説明会や公聴会、縦覧等の都市計画手続きを適切に実施した上で、取組を進めていきます。

なお、土地所有者などが開発行為や対策工事の実施を予定している場合は、当面逆線引きは対象にしないこととして、次回の見直し時、特段の理由もない中で、そのような行為が確認できない場合は、優先的に逆線引きを行うことと致します。

次に区域の設定にあたっては、砂防事業等が実施されるなど、土砂災害特別警戒区域の指定の解除が見込まれる箇所については、逆線引きの対象にはしないことと致します。

区域区分の境界については、原則、土砂災害特別警戒区域の境界で設定することとしますが、地域の実情に応じて土地所有者などと調整が図られる場合は、地形地物や字界などで設定することも可能と致します。

先ほどの例でいいますと、市街化区域と土砂災害特別警戒区域が重複するオレンジ色の線で囲まれた範囲だけ逆線引きをするということになります。

続きまして、スライド 17 ですけれども、先行的に逆線引きを進める箇所数について、ご説明致します。

箇所の抽出にあたっては、GIS と呼ばれる地理空間情報システムにおいて、区域区分線や土砂災害特別警戒区域、土地利用現況図などのデータの重ね合わせを実施致しました。そうすることで図に示すように、区域区分線を示す黒い線と、土砂災害特別警戒区域を示す赤い区域から、市街化区域内における土砂災害特別警戒区域の位置や、どのような土地利用が行われているかといった情報がわかります。

続きまして、先行的に実施する候補地の抽出の条件として、区域区分線を跨って指定されている土砂災害特別警戒区域であること、市街化区域と土砂災害特別警戒区域が重複する区域において、住宅や店舗、工場等の都市的土地利用が行われていないこととし、候補地の抽出を行いました。

その結果、区域区分を有する 13 市町では、市街化区域内において約 1 万箇所の土砂災

害特別警戒区域が指定されており、そのうち約 800 箇所が先行的に逆線引きを実施する候補地として抽出されました。

なお、候補地の抽出は地図上での重ね合わせのため、今後、市町と連携して現地調査等を行った上で、地元調整を行い、逆線引きを実施する箇所数を確定することとしております。

また、ここまでに抽出した箇所以外にも、市町からは過去の被災状況や、まちづくりの方針、住民からの要望等を踏まえ、なるべく前倒しで実施したい旨の相談も受けておりますので、市町からの申し出に基づき、前倒して逆線引きを実施する場合もございます。

最後にスライドの 19 ページにおいて先行的に進める逆線引きのスケジュールについてご説明致します。

本取組は、20 年後に逆線引きが概ね完了することを目指し、まずは令和 6 年度の都市計画変更に向けて取組を開始致します。

これからの流れと致しましては、8 月下旬に県議会の建設委員会にて、取組方針を報告した後、ホームページや SNS、行政広報誌などを活用して、住民への周知活動を開始することとしております。

そして、令和 3、4 年度に市町と連携し、住民への周知活動と合わせて説明会等の開催による地元調整を実施し、逆線引き箇所を確定致します。

その後、都市計画の変更の素案を、令和 5 年の上半期に取りまとめ、令和 5、6 年度に関係機関協議や都市計画法第 17 条に基づく縦覧、都市計画審議会への諮問等の手続きを経て、令和 6 年度末の都市計画変更の告示を行う予定としております。

なお、地元調整や関係機関協議の状況などに応じて、適宜スケジュールは見直す場合がございます。

以上で、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を、市街化調整区域に編入する取組方針案にかかる報告を終わります。

3 報告事項の質疑応答

○藤原会長 ありがとうございます。それでは、報告事項の質疑応答に入りたいと思います。質疑応答の方法ですけれども、まずこの会場にいらっしゃる委員の方々のご意見を伺い、その後オンラインでご出席の方のご意見を伺うという手順を進めます。それではまずこの会場で何かご質問あるいはご意見等ございましたら挙手をお願い致します。西名委員お願い

します。

○西名委員 内容はよくわかりました。方向や方針については納得できないことはないですが、やはり緊急といいますか、喫緊に対策をとっていかなければいけないようなところと、危ないのだけどそこまで緊急性がないところがあると思うのですね。

なので、ちょっと無理でもやらなければいけない場所とかの扱いについて、なるべく早めにやっていくというような考え方がないのか、また、その考え方で区域を選択しないのかお教えいただければと思います。

○藤原会長 それでは事務局お願いします。

○事務局 早くやる場所があれば、やるべきではないかということですが、まず、都市計画は、都市計画マスタープランや、立地適正化計画の防災指針がございまして、こういった中で災害リスクがある地域につきましては、その計画の中で対策を講じていくこととしておりますので、ハード対策、ソフトもありますけども、これらの計画を中心と致しまして、危ないところについては対策を講じていきたいと考えております。

○西名委員 そうすると、喫緊の対策は別途留意されているので、そちらに基本的には任せていて、それが先に対策されるはずであるというお考えになりますでしょうか。

○事務局 はい、危ないところにつきましては、すぐにでも対策を講じていく必要がございします。

人命第一でございしますので、そういったところについては、すぐにでも取り掛かりたい。なので、危ないところが残っている場所については、立地適正化計画や防災指針、これらの計画を作っていきますので、この中で、対策を確実に実施して、危険性を排除していきたいと考えています。そして、現在私達が取り組もうとしております、逆線引きにつきましては、将来を見込みながら、段階的に取組を進めまして、災害リスクの高いところについても、最終的には居住者がいない状態を目指したいと考えております。

○西名委員 ありがとうございます。もう一つ質問ですが、スライドの 18 枚目で候補地抽出の条件として、区域区分線を跨って指定されている土砂災害特別警戒区域について候補地として抽出するということになっていますが、なぜ跨ってないといけないのかというところは、どういう考え方がありますでしょうか。

○事務局 まず、市街化区域内は、市街化を促進するところであり、将来市街化のおそれがあるところが、市街化区域になっております。市街化区域になっているにもかかわらず、土砂災害特別警戒区域が指定され、危ない状態で市街化区域になっている場所は境界部に

かなりありまして、市街化の可能性のあるようなところを早急に防いでいきたい、新しい開発を防いでいきたいということで、区域区分線を跨る様なところについては、これ以上の市街化区域の拡大をさせないという意味で、先行的にやっていきたいと考えております。

○西名委員 そうしますと、その市街化区域内に飛び地のような形である場合には、先行してされないといえますか、後回しになるような理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい、箇所数がかかなりありますので、どこから取り組んでいくか考えた結果、まずは市街化をさせない、都市の広がりさせないところに観点、注視致しまして、そこから取り組んでいきたいと考えております。

○西名委員 わかりました。ありがとうございました。

○事務局 また、スライド18に先行的に進める条件を書いています、市町によっては、過去の被災状況、危ないところをやっぱり早く対応したいというご意見もございまして、調整等により、そこから進めていく場合もございまして。

○藤原会長 他にどうでしょうか。お願いします。

○宇田委員 今のご質問と最後の答弁について付け加えてさせていただきたいのですが、この逆線引き等における市町の役割です。市町は、見直しをしてまたそれを議論していく感じですが、各市町その考え方というのはかなり考慮されるのか、あるいは考慮されないというのは、市町によって同じような状態でもここは逆線引きが良いと、あるいはこの市町は悪いというような、しなくてもいいという考え方の差が、大きく出た場合にこの制度の整合性などはどこで担保されるのでしょうか。

○藤原会長 事務局お願いします。

○事務局 市町との連携の在り方になりますが、これまでこの方針を出すにあたりまして、市町との勉強会もかなりやってきました。そういった中で、県としての基本的な考えを示して、合意は出来ていますが市町によっては、ちょっとここもやりたいということもあります。

○宇田委員 ここはやりたいというのはわかりますが、ここはやりたくないというのがあるのではないですか。

○事務局 我々としては、方針を示しました通り、市街化区域内の縁辺部を第一にやっていきたいということで、市町においては、この考え方に合意はできております。ただ、実際に今後そういった調整、現地に入っていった時に、地元の状況でありますとか現地の状況というのが、まだよく見えてないところではありますので、今の状況では、合意は出来ていますが、今後については、まだわからないところはございます。

○**宇田委員** これからの課題ということで理解できたのですが、広島県全体としてこういう制度を用いるのならば、市町によって差があるというのは、明らかに問題点でもあるので、しっかりと議論を積み重ねて進めていってもらいたいと思っています。

○**事務局** ありがとうございます。今後も市町とは密接に連携致しまして、協力し合って進めていきたいと思っています。

○**藤原会長** 具体的に逆線引きを運用、実施する場合はこの審議会は間に入りますか。運用方針を決めるのはここでやっていますが、今後の住民の意見を聞いて決定した後に具体的な場所で逆線引きをやるうというときに、この審議会で、確認あるいは審議をする機会がありますか。

○**事務局** 十分な説明が出来なかったのですが、最後のスライド 19 で、令和 3 年 7 月に都市計画審議会の現在報告ということにさせてもらっております。今後につきましては、地元調整や素案の作成、そして関係機関協議などを経まして、順調にいけば、令和 6 年度には都市計画審議会の諮問という形で、逆線引きをする箇所について、提示していきたいと考えております。

○**藤原会長** その場で一定の基準と言いますか、県内であまりにも格差がある場合には、議論が出来るということですね。

○**事務局** そういうことになります。

○**藤原会長** 他にいかかでしょうか。他にないようでしたら、オンラインでの参加の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。オンラインで参加の皆様方、何かご意見等ございましたら、挙手をお願い致します。渡邊委員お願いします。

○**渡邊委員** 会長ありがとうございます。事務局の方、説明ありがとうございました。私の方からは、コメントとお願いと質問と1個ずつさせていただければと思います。宜しく願い致します。

まず、1 枚目のスライドが、僕はこれで全てだと思っていますが、圧倒的に広島県は土砂災害警戒区域が突出して多いてというのが、やはり注目すべき点であると思いますし、広島というのは皆さんご存じの通り、花崗岩が風化したまさ土という土によって地表が覆われていますので、それによって土砂災害が起きやすい地域だということがやはり特徴であるのと、土砂災害警戒区域の指定の根拠になっている土砂災害防止法が、平成 11 年 6 月に広島県で起きた豪雨災害が契機になっていると考えているとやはり広島県が先頭に立って逆線引きに取り組むということに対しては、僕は、最大限高く評価したいと思っている次第でござい

ます。

そんな中であって、先ほどの市町さんとの連携の話があったのですが、スライドの 19 枚目に、スケジュールが示されています。この中で、おそらく私のイメージですと、地元調整や素案の作成は、県さんと市町さんが連携する中で、多分作られていくのだろうなって想定していて、足掛け三年間をかけてこの決定していく丁寧なプロセスに対しては、是非とも時間をかけて取り組んで頂きたいというお願いでございます。

それから質問ですが、9 枚目のスライドに懸念事項というか、事務局の方から説明をお願いしたいのですが、9 枚目の一番下に赤い字で広島市域は広島市、広島市以外の 12 市町は県が定めると書いてあります。広島市と周辺市町で構成される広島圏の都市計画区域というのは、広島市域は広島市が都市計画を決定し、それ以外の市町については、県が定めるとい、一つの都市計画区域ですが、二つの決定権者が混ざっている、その中でこの逆線引きを行うこととなります。つきましては、広島県の今回出していただいた取組方針の思いと広島市の思いは同じだとは思いますが、そのあたりの摺り合わせが出来ているのか説明いただくと幸いです。

○事務局 ありがとうございます。まず、広島県が突出して土砂災害特別警戒区域が多いということで、説明いただいた通り、平成 11 年の 6.29 災害を契機に土砂災害防止法という法律を国が策定しました。広島県は土砂災害が非常に多く、これまで災害等で悩まされている地域でありますので、まさに、広島県が先頭に立って、全国に先駆けて、土砂災害のない地域の実現に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、スライド 19 ですが、時間をかけて進めていきたいという事で、ご指摘の通り、実際にこういった取組を進めようとする時、地元の土地所有者さんの了解というのが非常に大事になってきます。土地利用規制が伴うものですから、そういった方々に十分な説明をして、時間がかかるかも知れませんが、理解を得ながらやっていきたいと考えております。

それと最後に区域区分は、政令市の場合、広島市が行うことに制度上になっております。しかしながら、広島市も含めて、市町の会議を密接に開催して、これまで合意を得てきております。我々が今日お示した案につきましても、広島市さんも同意されていると考えております。今後も、共に連携して早急に逆線引きが推進できるように、取り組んでいきたいと考えております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○藤原会長 太田先生お願いします。

○**太田委員** 先ほどの西名委員のスピード要請ということ、それから渡邊委員の逆線引きの高い評価、踏み込んで頂いたことに高い評価ということ、まさに私も同感しております。

それで、私も3点、コメントになるかもしれないですけど、申し上げておきたいと思います。まず、この度の黒い雨の上告断念の、あの時の広島県知事さん、広島市長さんのお力。それからいうまでもなく首相の政治判断ということで、政治判断のそのスピードというか、大きさを、最近改めて感じました。先ほども、県・市の連携等をよく話し合われているということで、本当にそれで上手にやっていただければと心より思っております。

それから、2つ目は熱海のこともありましたけれども、おそらくこれからどんどん新しい、こういうことをやってください、こういうことを調べてくださいというのが、国土交通省などからくるのではと思っています。なので、そうしたときに、スピーディーに情報開示をどんどん県や市のホームページ等でしていただければ、私たち市民というのは、自分が今度何処に住むかとか、あるいは業者さんもうまくこれからうまくやっていくかっていうのを見ていると思うのです。なので、そのスピードを早めるという意味でも、どんどん今こんなことになっていますよ、ここが残念ながら危ないことになっています、というを出していただくことで、全体としての政策判断というのが、うまくいくのではないかっていう希望を持っております。それが2つ目です。

3つ目は、再生可能エネルギーのことですけれども、ちょうどこの7月末に、経済産業省が新たなエネルギー基本計画の素案というのを出されまして、2050年に脱炭素社会を実現するための30年後の電源構成について、再生可能エネルギーを最優先にするということを明記として目標比率を36～38%と大幅に高めて、今度10月に閣議決定が行われるということです。

原発は20%というのをキープすることになるのですが、それで、今、どんどん太陽光エネルギーに動いていますが、県の方がよくご存じの通り、やっぱり、大きな太陽光を設置すると、パネルが飛んだり、土砂災害の時に流れたりして、人が住んでいる所でそれを作っちゃうと、すぐに差し止めとか訴訟が起きたりします。例えば奈良県平群町で起こっている状態です。なので、逆にここは太陽光エネルギーの発電に使わせていただきますから、そういう形でここは、市街地にしないみたいな流動的な、まさにSDGsにもかなった、そういうこともあるのかなという風に考えておりました。なので、全体として広く、今後も見えていただいて、進めていただければと本当に願っております。ありがとうございました。

○**事務局** はい、貴重なご意見ありがとうございます。我々としては、行政として市町と連携

致しまして、少しでも早くできるように取り組んでいけたらと考えております。その取組期間、数年単位でかかりますが、その節々におきましては、情報開示をしっかりと行いまして、ホームページでありますとか、場合によっては住民説明、こういった様なところで、こちらの情報を正しい情報を開示致しまして皆さんにそういった理解を得ながら、進めていきたいと考えております。

この情報開示をすることによってより理解が進んでいくようにしたいと考えております。それと、再生可能エネルギーの話ですが、土砂災害特別警戒区域で、なかなかそこに建てるというのはやはり危ない、災害リスクが高いところなので、ちょっと難しい様な気は致しますけども、市町が作成する立地適正化計画、こういった中で、実際にそういった、集約するところと、ある程度、そこから外すようなところを考えていくのですけども、再生可能なエネルギーも今後の生活において大事な要素になりますので、そういったところも調整しながら、市町の方に指導しながら、両立が出来るようにしていきたいと考えております。

○太田委員 ありがとうございました。宜しくお願い致します。

○藤原会長 他にいかがですか、よろしいですかね。大方ご意見をいただいたと思います。最後に太田委員がおっしゃいました、この防災政策、防災のための政策と、エネルギーの政策というのは、一体に考えるべきところで、まさにこの都市計画審議会がその役割を担う絶好の場でもあります。なので、委員の方々と一緒に防災行政、エネルギー行政、その他の教育、医療もあると思いますが、そういったことを一体的に考える場として機能する責任があるという風に痛感致しました。ありがとうございました。それでは他に、会場に戻りますが、ご意見ご質問ございませんか。

(発言なし)

○藤原会長 よろしいですね。委員の皆様方には様々な視点から今回のご意見を頂き、大変ありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、事務局でもう一度確認をさせていただきまして、広報活動や作成する素案等に反映をさせていただきます。その上で、取組を円滑に進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。皆様方、よろしいでしょうか。ありがとうございました。オンラインの先生方、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。事務局にお戻しします。

○司会 はい、藤原会長ありがとうございました。

委員の皆様には、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。オンラインの委

員の先生の皆様方には、音声に不具合がありまして、ご迷惑をおかけ致しました。

それでは、次回の審議会は、令和 4 年 2 月の開催を予定しております。調整次第、ご案内致しますのでよろしくお願い致します。

4 閉会

○司会 以上を持ちまして、第 248 回広島県都市計画審議会を閉会致します。本日はありがとうございました。

閉会 14:20

第248回 広島県都市計画審議会 委員名簿

R3. 7. 30現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

出席	氏名	役職名	摘要
	しげ とう たか ふみ 重 藤 隆 文	広島商工会議所副会頭	
	すぎ はら かず み 杉 原 数 美	広島国際大学教授	
○	わた なべ かず なり 渡 邊 一 成	福山市立大学教授 (オンライン出席)	
○	ふじ わら あき まさ 藤 原 章 正	広島大学教授	会長
○	にし な だい さく 西 名 大 作	広島大学教授	会長代理
○	おお た いく こ 太 田 育 子	広島市立大学教授 (オンライン出席)	
	むら た わ か よ 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授	
○	か こ がわ みどり 水 主 川 緑	特定非営利活動法人府中ノアンテナ	(R3. 6. 1任命)

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏名	役職名	摘要
○	た だ さとる 多 田 智	中国地方整備局長 (代理出席・オンライン)	(R3. 7. 30任命)
○	しお や しゅん いち 塩 屋 俊 一	中国四国農政局長 (代理出席・オンライン)	
○	た もん かつ よし 多 門 勝 良	中国運輸局長 (代理出席)	(R3. 7. 28任命)
○	もり うち あきら 森 内 彰	広島県警察本部長 (代理出席)	(R3. 5. 31任命)

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	いま え とし ひこ 今 榮 敏 彦	竹原市長	
	よし だ たか ゆき 吉 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏名	役職名	摘要
○	う だ しん 宇 田 伸	県議会議員	
○	き ど つね ひろ 城 戸 常 太	〃	
○	おか ざき てつ お 岡 崎 哲 夫	〃	
○	とみ なが けん ぞう 富 永 健 三	〃	
○	まつ おか ひろ みち 松 岡 宏 道	〃	
○	なか はら こう じ 中 原 好 治	〃	
○	た がわ じゅ いち 田 川 寿 一	〃	

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	やま だ はる お 山 田 春 男	広島市議会議長	
○	ます だ よし こ 益 田 芳 子	府中町議会議長	